

第 5 5 2 回岡山海区漁業調整委員会
議 事 録

令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）

【第552回岡山海区漁業調整委員会】

1 日 時 令和7年10月10日（金）14時00分～14時49分

2 場 所 サンビーチOKAYAMA
岡山市北区駅前町二丁目3番31号

3 出席者

[委 員]

会 長	井本 瀧雄		
副 会 長	豊田 安彦		
委 員	栗田 睦	小谷 基	
	佐上 一彦	柴田 悟	
	平田 晋也	藤井 義弘	
	松本 正樹	三宅秀次郎	
	山口 清貴	山下 広美	

計12名

[水産課]

水産課長	石飛 博敏	総括参事	濱崎 正明
副 参 事	弘奥 正憲	主 幹	村山 史康
主 任	宮原 浩三		

[事務局]

事務局長	中田千佳子	主 任	日比野康郎
------	-------	-----	-------

4 審議事項

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 海区漁場計画の作成について |
| (結果) | 原案どおり承認 |
| 第2号議案 | 知事許可漁業の制限措置等の設定について |
| (結果) | 原案どおり承認 |
| 第3号議案 | 漁業許可の有効期間の短縮について |
| (結果) | 原案どおり承認 |

5 内 容

【中田局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただ今から第552回岡山海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の出席委員は12名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、井本会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【井本会長】

まず始めに、松下委員が先日、御逝去されましたことをここに御報告申し上げます。松下委員には長年に渡り当委員会の活動に多大な御尽力をいただきました。その功績に深く感謝するとともに、心より御冥福をお祈りいたします。

本日の議事に先立ち、皆様とともに哀悼の意を表したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、議事録の署名委員を指名させていただきます。栗田委員、山口委員、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。第1号議案の「海区漁場計画の作成について」、事務局から説明をお願いいたします。

【中田局長】

資料の3ページをご覧ください。令和7年9月16日付けで、知事から「海区漁場計画の作成について」諮問がありました。

漁業法第64条第4項の規定により、海区漁場計画の案を作成した際、当委員会に意見を求めるという案件でございます。

内容につきまして、水産課から説明させていただきます。

【村山主幹】

(海区漁場計画の作成について説明した。)

【井本会長】

ただ今説明を受けた件で、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

(意見なし。)

【井本会長】

御意見もないようですので、原案のとおり、公聴会で意見を聴くこととします。

開催日時等について、事務局から説明をお願いします。

【中田局長】

事務局案としまして、１１月２６日の水曜日、午後２時から、ピュアリティまきびで公聴会を開催し、引き続き、その結果を取りまとめる委員会を開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【井本会長】

ただ今、説明のあった事務局案でよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

それでは、公聴会及び次回委員会を１１月２６日水曜日、午後２時からピュアリティまきびで開催することといたします。

続きまして、第２号議案「知事許可漁業の制限措置等の設定について」事務局から説明をお願いします。

【中田局長】

資料の１０ページをご覧ください。令和７年９月１６日付けで、知事から「知事許可漁業の制限措置等の設定について」諮問がありました。

岡山県海面漁業調整規則第１２条第３項の規定により、漁業の許可を行う際に必要となる制限措置の内容及び申請すべき期間を定める場合に当委員会に意見を求めるという案件でございます。

内容につきまして、水産課から説明させていただきます。

【宮原主任】

（知事許可漁業の制限措置等の設定について説明した。）

【井本会長】

ただ今説明を受けた件で、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

（意見なし。）

【井本会長】

御意見もないようですので、第２号議案「知事許可漁業の制限措置等の設定について」、１３ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

続きまして、第３号議案「漁業許可の有効期間の短縮について」事務局から

説明をお願いします。

【中田局長】

資料の 16 ページをご覧ください。令和 7 年 9 月 16 日付けで、知事から「漁業許可の有効期間の短縮について」諮問がありました。

岡山県海面漁業調整規則第 16 条第 2 項の規定により、漁業許可の有効期間を短縮する場合に、当委員会に意見を求めるという案件でございます。

内容について、水産課から説明させていただきます。

【宮原主任】

(漁業許可の有効期間の短縮について説明した。)

【井本会長】

ただいま説明を受けた件で、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

(意見なし。)

【井本会長】

御意見もないようですので、第 3 号議案「漁業許可の有効期間の短縮について」、17 ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

他に何かありますか。

【山口委員】

前回の海区委員会の際、戦車こぎ網の桁幅を広げる件について、数名の委員さんから、「桁幅を広げればよいのでは」という意見をいただいたと思います。が、先日、水産課と協議をしたところ、県としては桁幅は広げられないということでした。

11 月から、兵庫県からの入漁がありますが、兵庫県に迷惑をかけないようにするためには、桁幅の拡大が一番、納得できる形ではないかと思っています。戦車こぎ網の操業頻度が多い漁業者は数名しかいないため、桁幅を広げたとしても資源への影響は少ないと思いますが、県としては拡大できないということです。それだったら兵庫県に対して、岡山県が 8 尺なら 8 尺で入漁して下さいと言えるのでしょうか。それを委員会の前に水産課の人に聞きましたが納得できません。それをもう一度、水産課から説明していただきたいです。

【濱崎総括参事】

兵庫県との入会について、日生町漁協さんから、兵庫県の漁業者の漁具の幅を狭めて欲しいなど、入漁協定の見直しの要望をいただいております。桁幅を広げることができない理由については、前回の海区委員会で説明させていただいたところですが、まずは桁幅を狭めるというこちらの要望を相手県へお伝えし、検討していただく必要があります。

できないのであれば、統数を減らすことや、区域の削減などを検討する必要があると考えております。兵庫県の漁業者が多く入漁し、日生地先の資源を獲ることが根本の問題だと聞いておりますので、その問題について話し合いをして、落としどころを探るべきだと考えております。

魚が獲れないというお話を何度も伺っており、県の方でデータを整理して日生の漁獲量が非常に減少しているという状況を確認しておりますので、その状況で漁具を大きくすることは適切ではないと考えております。

したがって、入漁の問題として兵庫県と話し合いをしていくべきであると考えているところです。

【小谷委員】

なぜ兵庫県は岡山県より大きい桁で入漁できるのでしょうか。

【濱崎総括参事】

相互入会であり、自県の許可があれば入漁できますので、兵庫県の漁業者は兵庫県の底びき網漁業許可に基づいて入漁できます。

【小谷委員】

入漁するのであれば、本来は、入漁先の基準に合わせることを望ましいと思います。

資源保護のために操業統数を減らしてもらおうよう、兵庫県に交渉しても、お願いするばかりでは、話をまとめることは難しいと思います。

【三宅委員】

桁の長さが決まっているのは東部地区だけですか。

【濱崎総括参事】

そうです。

【三宅委員】

寄島では、昔より桁が小さくなっています。小さい方が操業しやすいそうです。小谷委員が言われるように、資源保護を目的に操業の制限を求めるのであれば、兵庫県にも協力してもらわないといけません。

水揚げが減少している状況で、兵庫の漁業者は自県許可に基づき大きい桁が使えますが、岡山県の漁業者は使えません。地元の漁協は、魚を増やすためにアマモ場再生活動などに長年取り組んでおられますが、兵庫県の漁業者が大きい

い桁を使い地先で操業することは、納得できないと思います。

【小谷委員】

兵庫県に対してお願いをしても、難しいのではないかと思います。資源保護が必要な状況にも関わらず、なぜ兵庫県の漁業者は大きい桁を使用できるのでしょうか。

【石飛課長】

漁具の大きさが違うこと議論されていますが、そもそも岡山、香川、兵庫では、各県の許可において漁具の大きさの制限がもともと異なります。違う状況だけお互いに入り会って操業することを認め合った協定です。ですから兵庫が少し大きいじゃないか、おかしいじゃないかという議論は、この協定ではありえない議論になります。もともと漁具の大きさは異なりますが、お互い仲良く操業しようという協定だということをまずご理解ください。

【三宅委員】

それは半世紀も前の話ですよ。

【石飛課長】

当時から今も続いています。今回の東部地区からの要望は、大きく3点あります。まずは、いま議論している漁具の大きさが違うということ、次に、岡山県の海で操業するのに地元の漁業者が操業しにくいため、適正操業を確保するために岡山県優先で操業させてほしいということ。最後に違法な操業が見られること、この3点でありました。

違法操業に関しては、兵庫県への申し入れや、取締により対応するしかないと思います。漁具の大きさと適正操業の確保のうち、一番大事にしなければいけないのは、地元の漁業者の適正操業を確保することだと思います。これは県の役割でもあるし、この海区委員会の役割でもあると考えています。この問題の解決に向けて、桁幅の大きさに議論が集中していますが一旦、それは置いておいて、適正操業を確保するため、兵庫県と話し合いを行うことが一番重要だと思っています。

そのため、兵庫県に今の状況をお伝えしておりますし、先ほども言いましたように、桁幅の大きさが違うというのは、違う前提で協定が結ばれているということをまずご理解いただいて、その上で地元の適正な操業を確保していくための話し合いを行う方向で、地元の漁業者や当海区委員会にも御協力をいただきながら、進めたいと考えています。

【三宅委員】

兵庫県の桁幅の制限はどれくらいですか。

【濱崎総括参事】

上限は12尺ですが、実際は9尺程度が使われていると聞いています。

【三宅委員】

1尺違うということですね。

【小谷委員】

操業しにくいとは、具体的にどういうことですか。

【山口委員】

兵庫県の漁業者が湾曲に操業するためです。現在は特段の支障になっていません。兵庫県の漁業者とは友好的にやっています。

【小谷委員】

桁幅の大きさよりも、操業しにくい状況があるのであれば、それを一番、両県の漁業者間で擦り合わせをしていけないと思います。

【三宅委員】

桁幅を変えられないというのは置いておいて、日生から桁幅拡大の要望がありましたが、現状、漁獲が減っている状況で桁幅の拡大はできないということを含め、兵庫県に話をする必要があると思います。

【小谷委員】

日生も兵庫県に入漁しているのでしょうか。

【山口委員】

向こうでは漁獲が見込めないため、近年は日生からは行っていないです。こちらに入漁してくるだけです。

【佐上委員】

話し合いで解決できるのでしょうか。

【濱崎総括参事】

どこで両者が折り合うかを探る必要があります。

【三宅委員】

岡山県に入るので岡山県の許可に合わせようと言うかもしれません。そういう話はしていないのですか。

【濱崎総括参事】

まだ話はできていません。

【三宅委員】

そういう話になるかもしれません。

【山口委員】

こちらが8尺で来て下さいと言えば、向こうも考えるかもしれない。まだ何も言っていない。漁師間でそんな話できませんから。

【井本会長】

一度、兵庫県の漁業者と日生の漁業者で話し合いをすればいいと思います。話し合いをしたことはありますか。

【山口委員】

ありません。

【井本会長】

話し合いをした方がいいです。

【小谷委員】

話をした方がいいと思います。組合間で、こういう意見があるということをお話すべきです。

【山口委員】

そういう話も前に出たのですが、そういう場を水産課が作ってくれないと、漁業者だけではできないと思います。

【井本会長】

うちは漁業者間でしています。

【小谷委員】

うちもです。連絡を取り合って話をしています。

【濱崎総括参事】

兵庫県との話し合いをセッティングするために、岡山としてどういう話をすべきかというところを地元と話し合っているところです。兵庫県の方にも前回の連合海区で入漁の見直しについて相談させて欲しいと申し入れもしておりますので、それに向けて県も動いています。今年度の連合海区に向けて話を詰めていきたいと考えています。

【山口委員】

組合に持ち帰って話をしてみます。

【栗田委員】

岡山県では桁の長さが決まっており、それを変えられないということは、それを守る必要性があるはずです。その決まりを越える桁で兵庫県から入ってきているとなると、その必要性への影響があるはずですので、影響の程度も考える必要があるのではないかと思います。大した影響がないということであれば、そもそもその決まりをする必要があるのでしょうか。

漁具が異なる漁業者が入り合って操業するのであれば、影響の程度を踏まえて、お互いにメリットがあるのか、必要性があるのかを考える必要があるのではないかと思います。

【山口委員】

影響については、40年以上前は、約70～80隻と多く入漁してきていましたが、昔は魚が獲れていたのが我慢していました。今は獲れなくなり、岡山

県の漁業者も減ったので、岡山県の海域では、岡山県の漁業者が優先的に操業したいと思います。地元では、戦車こぎ網を十数名が操業していますが、正月からは落ちカキこぎ網をするので戦車こぎ網をするのは数名ですから、桁幅を大きくしても影響はないと思います。

【濱崎総括参事】

先ほど、課長からも説明がありましたが、もともと漁具の大きさに差があることを前提に、この入漁協定が結ばれた経緯があります。山口委員がおっしゃったように昔は魚がたくさんいましたが、今はいなくなった。原因は絞れないと思いますが、兵庫県から多くの漁船が入漁していることも原因の一つとなる可能性があると思っています。

それを改善するためには、兵庫県の漁獲圧をいくらか下げる必要がありますので、桁の幅を縮めることや、操業の数を減らすこと、操業区域を見直すことなどの対応が必要だと思います。桁幅を大きくするなどし、漁獲圧を高めると、減った資源をさらに獲り尽くすことに繋がる懸念があります。まずは、地元の漁業者の漁獲が少しでも上がるように、兵庫県からの漁獲圧を少し抑えていただけるよう、話し合いを行うことが重要だと考えております。

【豊田副会長】

入漁協定で隻数を決めているのでしょうか。

【濱崎総括参事】

隻数は決まっています。

【小谷委員】

まずは組合間で話をしないと進まないと思います。漁業者が困っているのであれば、組合間で話をし、また手続などで難しい面は水産課に尋ねたり、両県水産課間で擦り合わせをして、進んでいくものだと思います。

【山口委員】

分かりました。また帰って相談してみます。

【小谷委員】

大きい桁で入漁してくるという懸念があり、桁幅の話になっていると思いますが、それより岡山県の漁業者の適正操業のために、入漁の操業隻数を抑えるなど、入漁する側が少し遠慮してくれないかという話をした方が良いと思います。

【井本会長】

他によろしいでしょうか。

【全委員】

(意見なし。)

【井本会長】

以上で議事は終了しましたが、事務局から何かありますか。

【日比野主任】

次回の委員会の開催予定ですが、11月26日にピュアリティまきびで、公聴会と海区委員会を予定しています。議題は、区画漁業権について、知事管理漁獲可能量の設定について、委員会指示についてを予定しております。

【井本会長】

それでは、これをもちまして第552回岡山海区漁業調整委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

終了時刻：14時49分

上記のとおり議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証する。

令和7年10月10日

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員
